

システナ健康保険組合 御中

家族調査に関わる申立書

(平成31年4月1日～令和2年3月31日退職または個人事業所廃業用)

令和2年度家族調査にあたって、下記の被扶養対象者については認定時と同様現在も年間収入が130万円(60歳以上者は同180万円)未満となっております。

また、前年の扶養認定時に提出した確証と同様となるため、本申立書の提出で扶養の継続を申し立ていたします。

ただし、収入基準を超過する場合は速やかに資格喪失のための「健康保険被扶養者異動届」を提出します。なお、この間に発生した医療費等給付金の返還にも応じます。

記

1. 被保険者

記号・番号() — ()

氏 名 _____ 印

2. 被扶養対象者名・続柄および退職(廃業日)

被扶養対象者名 _____ 続柄 _____
年 月 日 退職・廃業

年 月 日

以上